

## 橋本市選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2の規定により、令和8年3月22日執行の橋本市長選挙における選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額を次のように定める。

令和8年3月15日

橋本市選挙管理委員会  
委員長 島野 勝義

1. 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1)鉄道費 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (2)船賃 水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (3)車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
  - (4)宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき 23,000円
  - (5)弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
  - (6)茶菓料 1日につき1,000円
2. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - (1)基本日額 10,000円
  - (2)超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
3. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1)鉄道賃、船賃及び車賃、第1項第1号から第3号までに掲げる額
  - (2)宿泊料(食事料除く。) 1夜につき20,000円
4. 選挙運動のために使用する事務員等に対して支給することができる報酬の額の基準は、選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき15,000円以内とし、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあつては1人1日につき20,000円以内とする。